

三重県総合博物館に対する企業等からの金銭的支援に係る取組状況

(平成25年11月18日現在)

●リストアップ企業数 418 (今後も追加していきます)

[規模・業種]

- ・県内に事業所がある大企業や中小企業 (これまでに付き合いがある企業や、商工会議所会員企業など)
 - ・本社、事業所が県内にないものの、県との包括協定などでお付き合いがある企業
 - ・組合・団体
- など、幅広くお声がけしています。

[地域]

- ・津市周辺だけでなく、県内全域にお声がけしています。

北勢 153

中勢 147

南勢 40

伊賀 28

東紀州 31

県外 19

●訪問済企業数 182

●ご支援いただいた企業数

(1) 寄附 20件 2,040万円

※新県立博物館の活動(特定事業への支援を含む)や、展示・収蔵資料の保存・修繕など、博物館の活動全般に対する金銭のご支援

金額	件数	内訳
500万円	2社	大企業2
100万円	5社	大企業2、中小企業3
60万円	1社	団体1
50万円	9社	大企業2、中小企業6、団体1
10万円	3社	大企業2、中小企業1

(2) パートナーシップ 36件 382万円

※一定額を会費としてお支払いいただくことで、博物館の利用に係る各種特典を受けることが可能

コース	金額	件数	内訳
A	1口(3万円)	16件	大企業2、中小企業14
	2口(6万円)	4件	大企業1、中小企業3
	10口(30万円)	1件	大企業1
B	1口(10万円)	12件	大企業2、中小企業9、団体1
	5口(50万円)	1件	大企業1
	10口(100万円)	2件	大企業1、中小企業1

資金的ご支援に関する制度一覧

制度名		概要	金額	特典
法人	寄付	新県立博物館の活動(特定事業への支援を含む)、及び展示・収蔵資料の保存・修繕など、博物館の活動全般に対する金銭的ご支援	1口 500,000円	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税制上の優遇措置(全額損金算入) ■ 銘板、ホームページに企業名を掲載 ■ 館長懇談会(年1回開催予定)への招待 ■ 企画展示内覧会への招待 ■ 企画展示図録の配付
	企業パートナーシップ	一定額を会費としてお支払いいただくことで、博物館の利用に係る各種特典を受けることが可能	Aコース(毎年お支払) 1口 30,000円/年 Bコース(5年分まとめてお支払) 1口 100,000円/5年 (＝年20,000円相当)	[1口以上(基本特典)] <ul style="list-style-type: none"> ■ 銘板、ホームページに企業名を掲載 ■ 広報紙(新博物館ニュース)を配付 ■ 館長懇談会(年1回開催予定)への招待 ■ 企画展示内覧会への招待 ■ 社員の方は、団体割引価格(20%割引)で展示を観覧可能(証明書を提示) [5口以上(上記に加えて)] <ul style="list-style-type: none"> ■ 企画展(一部除く)ごとに、セット券(基本展示と企画展示を観覧可能)の招待券を贈呈 ・5口→10枚(1口増えるごとに5枚追加) [10口以上(上記に加えて)] <ul style="list-style-type: none"> ■ 新県立博物館ホームページにバナー広告を設定 ■ コーポレーション・デー平日1日分を無料にて実施可能
	コーポレーション・デー	任意の日に一定額を協賛いただくことで、その日の来館者全員の展示観覧料を無料にするとともに、新商品のPRなどが可能 ※5口集まった日に実施(1社で5口でも、複数社で5口でも構いません)	平日 200,000円 (40,000円×5口) 土日祝 250,000円 (50,000円×5口) GW、夏休み等多客時 平日 400,000円 (80,000円×5口) 土日祝 500,000円 (100,000円×5口)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 報道発表、ホームページ、メールニュース等で告知 ■ 協賛看板の設置 ■ チラシ、パンフレット、ノベルティグッズなど、協賛企業が提供する広報物などを配付可能(一定の制限あり)
	協賛	個別の企画展示や各種事業の実施に際しての金銭的支援	該当する展示や事業ごとに決定します	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当該事業のパンフレットに企業名を掲載 ■ 当該事業の招待券配付 ■ 当該事業の内覧会へのご招待 ■ 当該事業の図録の配付
個人	三重県ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)	「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」へ貢献したい、という気持ちを持つ納税者が、「ふるさと」という地方公共団体に寄附をされる制度	任意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人住民税から、その1割程度を上限として寄附金額を控除されます。(確定申告が必要)